平成22年八王子市公告第160号の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年4月1日

八王子市長 初 宿 和 夫

76.7.4	
6 <u>電子調達サービス</u>	6 <u>共同運営電子調達サービス</u>
東京都の区市町村等が共同で運営する、入札	<u>東京都内の区市町村等で構成される東京</u>
参加者がインターネットを利用して、入札参加	電子自治体共同運営協議会会員が、共同で利
<u>資格申請、電子入札等を行うことができるサー</u>	<u>用する東京電子自治体共同運営電子調達サ</u>
<u>ビスをいう。</u>	<u>ービスをいう。</u>
7 格付	7 格付
<b>電子調達サービス</b> が算出する競争入札参加	<b>共同運営電子調達サービス</b> が算出する競
資格の等級及び順位若しくは順位のみ又はそ	争入札参加資格の等級及び順位若しくは順
れらを算出するための審査をいう。	位のみ又はそれらを算出するための審査を
	いう。
第3申請方法	第3申請方法
1 申請方法	1 申請方法
登録申請をしようとする者は、下記の <b>電子調</b>	登録申請をしようとする者は、下記の <u>共同</u>
<u>達サービス</u> のサイトから申請プログラムを取	<u>運営電子調達サービス</u> のサイトから申請プ
得し、必要事項を入力して作成した申請データ	ログラムを取得し、必要事項を入力して作成
を、 <b>電子調達サービス</b> に送信しなければならな	した申請データを、 <u>共同運営電子調達サービ</u>
ل <i>۱</i> 。	<u>ス</u> に送信しなければならない。
ホームページアドレス	ホームページアドレス
https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/	<u>https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij</u>
cmn/ tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp	/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp
2 電子証明書の購入及び登録	2 電子証明書の購入及び登録
登録申請に当たっては、事前に電子入札コア	登録申請に当たっては、事前に電子入札コ
システム対応認証局が発行する IC カード電子	アシステム対応認証局が発行する IC カード
証明書を購入し、 <b>電子調達サービス</b> へ登録する	電子証明書を購入し、 <u>共同運営電子調達サー</u>
ことを必要とする。行政書士に登録申請の代理	<b>ビス</b> へ登録することを必要とする。行政書士
を依頼するときも、同様とする。	に登録申請の代理を依頼するときも、同様と
	する。
3から5省略	3から5省略
6 受付票の印刷	6 受付票の印刷
登録申請を行い承認された者は、第 3 の 1	登録申請を行い承認された者は、第3の1
に記載した <b>電子調達サービス</b> のサイトにアク	に記載した <u>共<b>同運営電子調達サービス</b></u> のサ
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

セスし、建設工事等競争入札参加資格審査受付 票(以下「受付票」という。)を自ら印刷し、 適用年月日以後使用することができる。ただ し、受付票に実印、使用印又は代理人印(使用 印又は代理人印については、これらを使用する 旨の申請を行った場合に限る。)が押印されて いないもの及び裏面に印鑑証明書がちょう付 されていないものは無効とする。

第5 競争入札参加資格の審査基準

- 1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定 競争入札参加資格は、個々の申請者が申請し た業種ごとに審査を行い、各業種別に等級及び 順位又は順位のみを定める。
- 2 等級区分と審査方法
  - (1) 省略
  - (2) 等級と順位を決定する業種の審査方法
    競争入札参加資格の審査は、各業種別に
    下記 3 に定める客観的審査事項及び主観
    的審査事項を用いて行う。

3(1)に定める方法により算出した客観 等級及び3(2)に定める方法により算出し た主観等級により、当該業種の競争入札参 加資格の等級を決定する。客観等級と主観 等級が一致した業種の等級はその一致し た等級とし、相違した場合は、いずれか低 い方を当該業種の等級とする。

同一等級内の順位については、3(1)で算 出した客観点数の高いものを上位とし順 位付けを行う。

なお、順位付けについては、<u>電子調達サ</u> <u>ービス</u>に登録申請を行い承認された者す べてを対象として行う。

(3)から(5)省略

5 省略

6市の基準による等級格付

- (1) 省略
- (2) 独自格付は別に定める八王子市指名競争 入札参加者指名基準に基づき、指名の通知を

イトにアクセスし、建設工事等競争入札参加 資格審査受付票(以下「受付票」という。) を自ら印刷し、適用年月日以後使用すること ができる。ただし、受付票に実印、使用印又 は代理人印(使用印又は代理人印について は、これらを使用する旨の申請を行った場合 に限る。)が押印されていないもの及び裏面 に印鑑証明書がちょう付されていないもの は無効とする。

- 第5 競争入札参加資格の審査基準
  - 1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定 競争入札参加資格は、個々の申請者が申請 した業種ごとに審査を行い、各業種別に等級 及び順位又は順位のみを定める。
  - 2 等級区分と審査方法
    - (1) 省略
    - (2) 等級と順位を決定する業種の審査方法 競争入札参加資格の審査は、各業種別 に下記3に定める客観的審査事項及び主 観的審査事項を用いて行う。

3(1)に定める方法により算出した客 観等級及び3(2)に定める方法により算出 した主観等級により、当該業種の競争入 札参加資格の等級を決定する。客観等級 と主観等級が一致した業種の等級はそ の一致した等級とし、相違した場合は、 いずれか低い方を当該業種の等級とす

る。

同一等級内の順位については、3(1)で 算出した客観点数の高いものを上位と し順位付けを行う。

なお、順位付けについては、<u>共同運営</u> 電子調達サービスに登録申請を行い承 認された者すべてを対象として行う。

- (3)から(5)省略
- 5 省略
- 6市の基準による等級格付
- (1) 省略
- (2) 独自格付は別に定める八王子市指名競争 入札参加者指名基準に基づき、指名の通知を

する日時点で有効な該当業種に係る**電子調** 達サービス上の客観点によって決定する。

第7競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等

1 審査結果の確認 競争入札参加資格の審査結果は審査が終了 次第、電子調達サービスに登録する。登録申請 者は自らの登録申請に係る審査結果を電子調 達サービスで確認するものとする。

- 2 省略
- 3 変更申請

申請内容のうち、以下の内容に変更があった ときは、**電子調達サービス**のサイトにアクセス し、所定の手続により速やかに当該内容の変更 を申請しなければならない。

ただし、以下の内容以外の変更(合併、分割 又は事業譲渡により企業再編を行った場合を 除く。)については、既に登録している資格を 取り消し、あらたに登録申請を行わなければな らない。

- (1)から(11) 省略
- 4から5省略
- 第8代理申請
  - 1 行政書士による行政書士登録
    - (1) 行政書士の登録方法

代理申請をしようとする行政書士は、事前 にセコムトラストシステムズ株式会社が発 行する「行政書士用電子証明書」を購入のう え、インターネットを利用して下記の**電子調** 達サービスのサイトにアクセスし、電子証明 書その他の必要事項を**電子調達サービス**に 登録しなければならない。 ホームページアドレス https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu\_ppij /cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp

(2)から(4) 省略

(5) 変更登録 行政書士の登録内容のうち下記の項目に 変更があったときは、電子調達サービスによ する日時点で有効な該当業種に係る<u>共同運</u> <u>営電子調達サービス</u>上の客観点によって決 定する。

## 第7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等

1 審査結果の確認

競争入札参加資格の審査結果は審査が終 了次第、共同運営電子調達サービスに登録す る。登録申請者は自らの登録申請に係る審査 結果を共同運営電子調達サービスで確認す るものとする。

- 2 省略
- 3 変更申請

申請内容のうち、以下の内容に変更があっ たときは、<u>共同運営電子調達サービス</u>のサイ トにアクセスし、所定の手続により速やかに 当該内容の変更を申請しなければならない。

ただし、以下の内容以外の変更(合併、分 割又は事業譲渡により企業再編を行った場 合を除く。)については、既に登録している 資格を取り消し、あらたに登録申請を行わな ければならない。

- (1)から(11) 省略
- 4から5省略
- 第8代理申請
  - 1 行政書士による行政書士登録
    - (1) 行政書士の登録方法

代理申請をしようとする行政書士は、事 前にセコムトラストシステムズ株式会社 が発行する「行政書士用電子証明書」を購 入のうえ、インターネットを利用して下記 の<u>共同運営電子調達サービス</u>のサイトに アクセスし、電子証明書その他の必要事項 を<u>共同運営電子調達サービス</u>に登録しな ければならない。 ホームページアドレス https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu\_pp ij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp

- (2)から(4) 省略
- (5) 変更登録

行政書士の登録内容のうち下記の項目 に変更があったときは、<u>共同運営電子調達</u> り速やかに該当項目の登録を変更しなけれ ばならない。

アからカ 省略

2 申請者による代理申請の設定及び解除

行政書士に代理申請を依頼する者は、**電子調** 達サービスにより代理申請の設定をしなけれ ばならない。代理申請の設定を解除する場合も 同様とする。代理申請の設定又は解除は、**電子** 調達サービスに行政書士のシリアル番号を登 録又は削除することにより行う。

なお、行政書士により行政書士登録が取り消 されたときは、当該行政書士に係る代理申請の 設定は解除されるものとする。

3 行政書士による代理申請

行政書士が代理申請を行う場合、行政書士は 自らの電子証明書により電子調達サービスに ログインし、代理申請しようとする事業者を選 択したうえで登録の申請を行うものとする。登 録申請の方法は第3に、取消申請及び変更申請 の方法は第7の定めに準じて行わなければな らない。

第9 その他

1 競争入札参加資格者名簿の公開
 競争入札参加資格者名簿については、電子調
 達サービスにおいて、適用年月日から公開する。

2 申請情報の公表

各申請者から申請された内容については、そ の全部又は一部を公表することがある。

3 他の地方公共団体等への情報提供 各申請者から申請された内容及び審査結果 については、契約事務に必要な範囲で他の地方 公共団体等に情報を提供することがある。 サービスにより速やかに該当項目の登録 を変更しなければならない。

アからカ 省略

2 申請者による代理申請の設定及び解除

行政書士に代理申請を依頼する者は、共同 運営電子調達サービスにより代理申請の設定をしなければならない。代理申請の設定を 解除する場合も同様とする。代理申請の設定 又は解除は、共同運営電子調達サービスに行 政書士のシリアル番号を登録又は削除する ことにより行う。

なお、行政書士により行政書士登録が取り 消 されたときは、当該行政書士に係る代理 申請の設定は解除されるものとする。

## 3 行政書士による代理申請

行政書士が代理申請を行う場合、行政書士 は自らの電子証明書により共同運営電子調 達サービスにログインし、代理申請しようと する事業者を選択したうえで登録の申請を 行うものとする。登録申請の方法は第3に、 取消申請及び変更申請の方法は第7の定めに 準じて行わなければならない。

## 第9 その他

1 競争入札参加資格者名簿の公開 競争入札参加資格者名簿については、<u>共同</u> <u>運営電子調達サービス</u>において、適用年月日 から公開する。

2 申請情報の公表

各申請者から申請された内容については、 その全部又は一部を公表することがある。

3 他の地方公共団体等への情報提供

各申請者から申請された内容及び審査結 果については、契約事務に必要な範囲で他の 地方公共団体等に情報を提供することがあ る。